一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○滋賀県公安委員会告示第百五十四号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和七年十二月十九日

　滋賀県公安委員会委員長　北村　嘉英

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○京都府公安委員会告示第二百一号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和七年十二月十九日

　京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○大阪府公安委員会告示第百六十八号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和七年十二月十九日

　大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○兵庫県公安委員会告示第二百六十号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和七年十二月十九日

　兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで

国会事項

衆議院

委員推薦通知

　十二月十七日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

　橘　慶一郎
　島尻安伊子
　奥野総一郎
　井上　英孝

継続審査及び継続調査の議決通知

　十二月十七日本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案（前原誠司外五名提出、第二百十六回国会衆法第二四号）

二、自動車盗難対策等の推進に関する法律案（田中健外一名提出、第二百十七回国会衆法第三一号）

三、国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四三号）

四、国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四四号）

五、公務員庁設置法案（大島敦外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四五号）

六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（山田勝彦外九名提出、第二百十七回国会衆法第六〇号）

七、インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外一名提出、衆法第六号）

八、盗難自動車等の処分の防止に関する法律案（田中健外一名提出、衆法第一六号）

九、内閣の重要政策に関する件

一〇、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

一一、栄典及び公式制度に関する件

一二、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

一三、国民生活の安定及び向上に関する件

一四、警察に関する件

総務委員会

一、軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士外一名提出、第二百十七回国会衆法第一二号）

二、地方税法の一部を改正する法律案（吉川元外六名提出、第二百十七回国会衆法第二七号）

三、地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十五名提出、第二百十七回国会衆法第四六号）

四、地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十五名提出、第二百十七回国会衆法第四七号）

五、郵政民営化法等の一部を改正する法律案（山口俊一外四名提出、第二百十七回国会衆法第五八号）

六、自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（向山好一外一名提出、衆法第三号）

七、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件

八、地方自治及び地方税財政に関する件

九、情報通信及び電波に関する件

一〇、郵政事業に関する件

一一、消防に関する件